

企業年金の加入者のための運用等の見える化

令和7年10月7日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

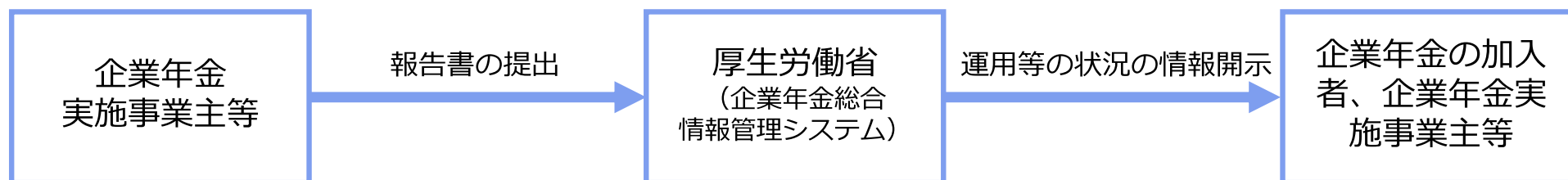
企業年金の運用等の見える化（情報開示）に係る制度見直し

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】〈公布から5年以内の政令で定める日施行〉

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、**厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開**することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

企業年金の運用等の見える化の具体化に向けての検討方針

見える化の目的

加入者・受給者等や企業年金の担当者が、自社の企業年金の理解を深めるとともに、他社との比較を通じ、よりよい企業年金の運営につなげていくこと。

具体化の方法

- 開示項目は、DB制度については、毎年提出される事業報告書・決算に関する報告書の報告項目に、DC制度については、毎年R Kを通じて提出される事業主の業務報告書の報告項目に基づくものとし、分かりやすさの観点等も考慮して設定。
- 開示の方法としては、最新の事業年度の報告内容が確認できるよう集約し、インターネットサイト上に公表する。
- その際、加入者等の理解を促進する観点から、分かりやすさにも配慮して、検索性を持たせつつ、各企業年金の概要、詳細な項目等の内容のほか、他の企業年金との比較が可能となるよう留意する。

具体化に当たっての留意点

- 加入者等が、自社の企業年金の基本情報（設立・実施形態、加入者数等）の他、制度の概況やその詳細が確認できるものであること。
 - ・ DB制度については、各制度の制度設計、給付実態、財政状況、資産運用状況等が確認できるものであること。
 - ・ DC制度については、各制度の運営管理機関、運用商品が確認できるものであること。
- 名称のほか、設立・実施形態、加入者等の規模、資産規模等の条件により個別の企業年金を検索できること。
 - ・ DB制度については、給付設計、予定利率等の条件によっても検索できること。
 - ・ DC制度については、規約単位、事業所単位の検索ができるものとし、運用の方法の選定・提示を行う運営管理機関等によっても検索できること。また、運用商品を検索し、選定・提示した運営管理機関のユニバーズ公表サイトに遷移できること。
- 企業年金の情報をみるに当たっての留意点や分かりやすい用語解説等があること。
- 自社の企業年金が、他の企業年金（全体平均や性質の近い企業年金の平均的な状況等）と比較してどういった状況にあるのか、グラフ等により把握可能であること。
- 自社以外の企業年金との比較分析が可能となるよう、企業年金全体のほか、加入者数や資産の規模等の階層別のデータを示す等により統計情報を分かりやすく公表すること。

確定給付企業年金（DB）制度の開示内容（案）

DB制度の開示項目（案）

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	基本情報	基金名・事業所名、 <u>設立・実施形態</u> 、 <u>制度開始月</u> 、実施事業所数、加入者数	
2	制度設計	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、 <u>予定利率</u> 、 <u>掛金相当額（DC令第11条第2号の他制度掛金相当額）</u>	<u>年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、選択式での報告とするよう様式を変更</u>
3	給付実績	給付の件数（ <u>新規の裁定件数</u> 含む）、給付総額	老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別
4	財政状況	積立状況（積立金、責任準備金、最低積立基準額）	責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む
		掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等）、成熟度	成熟度は、給付額÷掛金額による
5	資産運用状況	運用方針（ <u>運用の基本方針</u> 、期待収益率、リスク）	運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする
		資産構成割合（国内外の株式・債権、一般勘定、短期資産、その他資産）、自家運用の有無、運用実績（報酬控除前後の運用利回り）	運用実績は、単年度及び5年平均
		実施体制（総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、 <u>専門性の確保・向上の取組</u> 、運用コンサルタント会社の活用の有無）	

開示対象DB（案）

- 基金名・事業所名、制度の基本情報等は、規模によらず全DB開示対象とする（検索結果として表示される。）。
- 制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況といった概況やその詳細については、「**加入者数100名以上又は資産額10億円以上**」のDBとし、要件に満たないDBの財政情報、運用情報、給付実績等の数値に関する情報は、一律非開示情報（*表示等）とする。
- 加えて、規模要件以上であっても項目別に見たときに個人情報保護等の観点から非開示とすべき場合があると考えられるため、項目別に開示する基準を定め、当該項目について数値等を非開示（*表示等）とする。（**対象者が10人未満の場合に非開示**とする。）
- 規模要件や開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。

企業型確定拠出年金（DC）制度の開示内容（案）

DC制度の開示項目（案）

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	制度情報	<u>規約名</u> 、規約承認番号、 <u>制度開始月</u> 、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、 <u>実施形態</u> 、運営管理機関名（ <u>商品選定・提示業務を行う機関</u> 、記録関連業務を行う機関）	
		加入者数、 <u>加入者の平均年齢</u> 、運用指図者数	
		掛金総額（事業主掛金、加入者掛金の別）、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合	
2	運用の方法・運用の指図にかかる情報	運用の方法ごとに、商品名、元本確保型か否かの分類、種類、資産額、 <u>加入者数</u> 、 <u>運用指図者数</u> 、 <u>選定年度（将来分のみ）</u> 、 <u>除外済みか否か</u>	
		<u>運用実績（運用利回り平均）</u>	各DCの全体の平均値
3	指定運用方法の状況	提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、 <u>指定運用方法の適用資産額</u> 、当該指定運用方法を選定した年度	
4	加入者資格喪失者（離転職者）の情報	加入者資格喪失者（離転職者等）に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合	
5	その他	<u>事業所の所在地（都道府県）</u>	検索項目として使用

開示対象DC（案）

- 事業所名・規約名は、規模によらず全件開示対象とする。
- 個人情報保護等の観点から、非開示とすべき項目を定め、数値等を非開示（*表示等）とする。（対象者が10人未満の場合に非開示とする。開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。）

新規報告項目の定義等（案）

- 企業年金の運用等の見える化に当たり新規に報告を求める制度の「設立・実施形態」は、「総合型」、「総合型以外」で分類することとする。「総合型」の定義については、次のとおりとする。なお、規約型DBやDC制度の実施形態についてもこの定義による。また、毎年度、決算時点の状況に応じた設立・実施形態の報告を求めることとする。

「総合型」：複数の厚生年金適用事業所の事業主によって共同して設立・実施されており、人的関係、資本関係が緊密でない複数の事業所の事業主により設立・実施されるもの。
- DB制度の資産運用状況における「専門性の確保・向上の取組」に関する報告事項は、次のとおりとする。
 - ・ 積立金管理運用業務に関連する専門資格を有している者の有無、「有」の場合具体的な資格
 - ・ 企業年金連合会等が実施する管理運用業務に関する研修受講歴を有している者の有無、「有」の場合具体的に受講した研修
 - ・ 運用責任者又は運用担当者の中に、年金資産運用に関する実務経験（政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与する経験等）を概ね3年以上有している者の有無

企業年金の運用等の見える化に資する統計情報の充実

統計情報の充実

- 現在は、厚労省HP等にて、統計資料を公表している。

《DC制度の統計情報》運営管理機関連絡協議会が集計し、厚労省HP等にて公表

- ・規約数・事業所数、加入者数・運用指図者数・受給者数、マッチング拠出導入実施状況等
- ・資産額、未指図資産額、掛金額等
- ・給付件数（老齢給付・障害給付）、給付金額（老齢給付・障害給付）、給付件数（死亡一時金、脱退一時金）等
- ・運用商品選択状況（商品選択割合等）

《DB制度の統計情報》厚労省HPにて公表

- ・全体の制度数、実施事業所数、加入者数
- ・全体の給付件数、給付額、掛金額の状況、積立状況、資産構成割合、運用利回り、財務状況

- 企業年金の運用等の見える化に係るシステムの導入後は、その機能として、自社以外の企業年金との比較が可能となるような統計情報を提供することを想定。

《DC制度に関して拡充する統計情報のイメージ》

- ・実施形態、加入者規模別、資産規模別の状況（規約数・事業所数、加入者数等、資産額等、給付の状況、運用商品選択の状況等）
- ・運用利回り平均の状況

《DB制度に関して拡充する統計情報のイメージ》

- ・加入者数規模別、資産規模別の状況（制度数、加入者数、資産規模、財政状況、資産構成割合等）
- ・制度種類別、予定利率の階層別、成熟度の階層別の状況
- ・運用利回り（報酬控除前後）

※ DC制度の統計については、現在公表している運営管理機関連絡協議会の統計情報に加え、業務報告書等を元にした統計情報を公表していくことを想定。

※ DB制度に関しては、現在の統計情報に加え、よりきめ細かな統計を拡充していくことを想定。

なお、DB制度に関しては、現在、統計情報の充実を進めているところであり、企業年金の運用等の見える化に係るシステムの導入以前においても、可能な限り上記内容等の統計情報の拡充を行っていく。

企業年金の運用等の見える化に関するスケジュール

今後のスケジュール（予定）

【新システム（企業年金総合情報管理システム）関係】

- 令和7年度内 新システム設計・開発のための要件整理、調達手続き等
- 令和8年度～ 新システム設計・開発、テスト等の実施
- （令和8年～ 企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間）※
- 令和9年度中 新システムの稼働（オンライン提出を開始）
（新規報告事項を加えた様式による）

※【企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間】 ▶ 報告書の様式・提出方法の変更

- 企業年金の運用等の見える化に当たっては、その目的に即して情報を適時開示していくため、毎年の報告書について電子的に提出されることが前提となる。
- D C制度における事業主の業務報告書については、現在も、R Kを通じて電子的に提出されているが、D B制度における事業報告書・決算に関する報告書については、現在、紙での提出が主となっているところ、今後、オンラインでの入力又は所定レイアウトのCSVデータにより電子的に提出することを求める必要がある。
- また、D B制度、D C制度ともに新規の報告事項を求めることから、企業側や受託機関、運営管理機関等におけるシステム改修も想定される。
- このため、関係機関における準備を円滑にする観点から、報告書の新たな様式及びcsv等のデータレイアウトについて、可能な限り早くお示しできるよう、準備を進めることとしている。

(参考) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和6年12月27日）抄

IV DB・DC 制度の環境整備

1 加入者のための企業年金の運用の見える化

- DB・企業型DC共通の論点として、企業年金制度の趣旨を踏まえれば、受託者責任の観点が重要であり、一義的には加入者、受給権者のために行われるべきである。
- 加入者のための企業年金の運用の見える化については、DBは毎事業年度の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目を、企業型DCは毎事業年度の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとし、DBにおける運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況など、新たに報告が必要な事項はDB・企業型DCともに報告書の項目に追加する。事業主等は報告書を厚生労働省へ提出し、厚生労働省が情報を集約した上で、一般に公開を行う。その際、他社との比較・分析が行えるよう、DBについてはDB別、企業型DCについては事業主・規約・運営管理機関別に名称が分かる形で公表を行うこととする。なお、公表に際しては企業年金の規模や個人情報保護の観点にも留意すべきである。また、報告書の提出業務の効率化・迅速化を図るため、企業年金の運用等の情報開示を行う前提として、企業年金実施事業主等から厚生労働省への報告書の提出をオンライン化すべきである。

<略>

- 今後、具体的な項目を検討する際には、企業年金は労使合意に基づいて決定された労働条件でもあり、人事・報酬戦略を含めたそれぞれの制度の前提や運営方針、状況も異なる中で、加入者にとって真に必要、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要がある。その際、事業主の負担が企業年金実施の阻害とならないよう留意が必要である。加入者の利益の観点からは、運用受託機関やコンサルタント会社、総幹事会社の業務や運用委託のフィーの結果として運用の成果が得られているのか、手数料が高いために実質リターンが低下している状況はないか等が分かるように検討すべきという意見があった。また、海外での事例も参考にしつつ、投資教育の観点も踏まえながら、分かりやすい情報発信ができる仕組みや統計情報の活用も考える必要があるという意見があった。